

福岡県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領

制定 令和5年5月1日 5食地産第18号

第1 趣旨

この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定等について、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（令和4年9月15日4環バ第161号。以下「ガイドライン」という。）及び福岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「県基本計画」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 実施計画の作成

- (1) 実施計画の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
- (2) 県農林事務所、普及指導センター、農林水産部水産局水産振興課、市町村、その他関係機関・団体等は、必要があると認めるときは、農林漁業者に対し、実施計画の作成等に当たっての助言・指導を行うものとする。

第3 実施計画の認定申請

実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、実施計画その他必要な書類を添付した別記様式第2号を知事に提出するものとする。

第4 実施計画の認定

- (1) 知事は、申請された実施計画の認定審査にあたっては、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針、ガイドライン及び県基本計画に則して行うものとする。
- (2) 知事は、申請のあった実施計画を認定した場合には、別記様式第3号により、申請者に対しその旨を通知するものとする。

なお、認定しなかった場合には、知事は、別記様式第4号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対しその旨を通知するものとする。

第5 実施計画の変更

- (1) 法第20条第1項の規定に基づき、実施計画の変更の認定を受けようとする農林漁業

者は、別記様式第5号による変更申請書を知事に提出するものとする。

(2) (1)の申請書には、規則第9条第2項各号に掲げる書類を添付するものとし、同項第1号に掲げる書類の様式は、別記様式第6号のとおりとする。

(3) (1)の申請書の審査については、第4の手続を準用する。

(4) 法第20条第2項の規定により実施計画の軽微な変更をした農林漁業者は、別記様式第7号による届出書を知事に提出するものとする。

第6 認定計画の認定の取消し

(1) 知事は、実施計画の認定を受けた農林漁業者が当該認定に係る実施計画に従って環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときは、法第20条第3項の規定によりその認定を取り消すことができる。

(2) 知事は、(1)の規定により認定を取り消したときは、別記様式第8号により、当該農林漁業者に対しその旨を通知するものとする。

第7 実施状況の報告

(1) 知事は、必要があると認める場合には、法第46条第1項の規定により認定農林漁業者に対し認定計画の実施状況について報告を求めることができる。

(2) (1)の報告を求められた農林漁業者は、別記様式第9号による報告書を知事に提出するものとする。

第8 書類の提出先

別記様式第1号から第2号まで、及び別記様式第5号から第7号まで、並びに別記様式第9号の提出先は、次の表のとおりとする。

区分	提出先
農業・畜産に関すること	申請者の住所を所管する県農林事務所（農山村・）農業振興課
林業に関すること	申請者の住所を所管する県農林事務所林業振興課
漁業に関すること	県農林水産部水産局水産振興課

第9 その他

その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。